

消 防 予 第 608 号
令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

スプリンクラーヘッドの供給不足の影響を踏まえた消防用設備等の
検査における柔軟な対応について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき、防火対象物の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防長又は消防署長へ届け出て検査を受けなければならないとされています。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況（今後の見通し）について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添 1 が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建物の使用開始までの予定に遅れが生じるなど混乱が生じるおそれがある場合には、下記により、防火対象物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築物の確認における柔軟な対応について、別添 2 のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築行政主務部長等あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 スプリンクラー設備以外の消防用設備等については、設置工事が完了した
ものから、法第 17 条の 3 の 2 に基づく設置届を受け付け、検査を実施すると

ともに、設備等技術基準に適合しているときは、当該消防用設備等に係る検査済証を交付されたいこと。

- 2 スプリンクラー設備については、市場の供給不足により設置が困難なスプリンクラーヘッド以外の部分に係る工事が完了した段階で、防火対象物の関係者の希望等に応じ、法第 17 条の 3 の 2 に基づく設置届を受け付け、工事が完了した部分について、先行して検査を実施することとされたいこと。また、当該検査結果について、文書で交付することとされたいこと。
- 3 2 の検査の後に、全てのスプリンクラーヘッドの設置工事が完了した段階で、設置工事の完了を写真等で確認する等の方法により、追加の検査を実施することとされたいこと。

消防庁予防課

担当：関、三橋

電話：03-5253-7523

日消装発第R04-23号

関係各位

令和4年8月23日

一般社団法人日本消火装置工業会

スプリンクラーヘッドの生産状況（今後の見通し）について

謹啓

平素は工業会活動に多大なるご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨今当工業会に問い合わせが来ております表題件につきまして、当工業会会員会社にヒアリングを実施し、その結果を下記に取り纏めましたので報告致します。

各製造会社は、昨年度を上回る検定数の受検を行い、供給不足を年内解消に向けた生産・受検を行って行く予定でありますので、今後供給不足の状況は改善されていくと思われます。

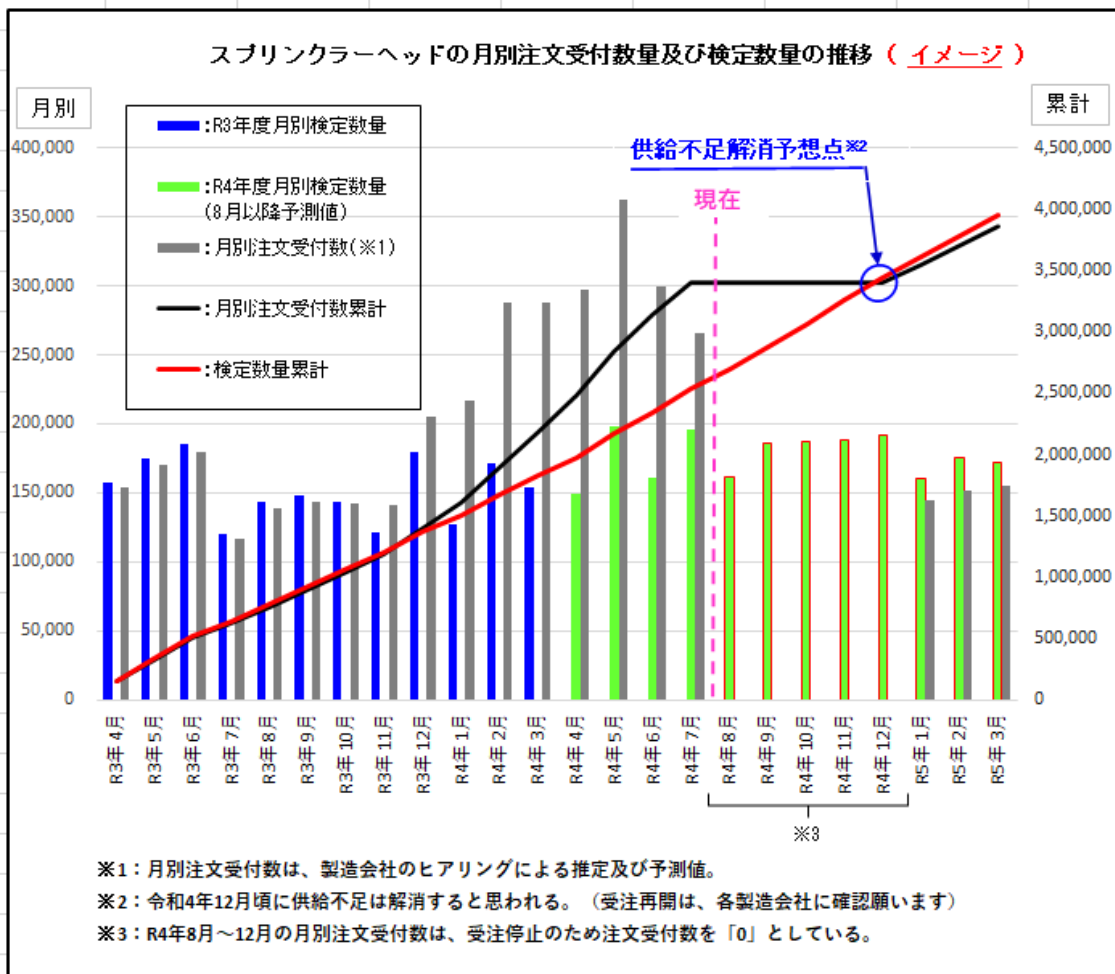
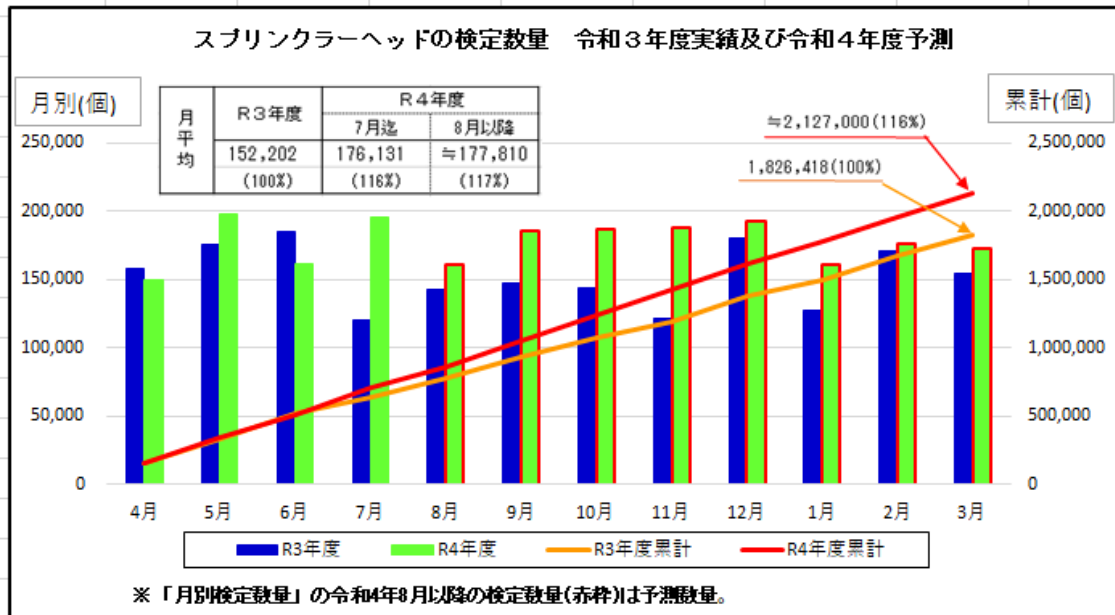
なお、個別の納期等につきましては、各製造会社に直接お問い合わせ下さる様お願い申し上げます。

謹白

記

1. ヒアリング対象： 当工業会所属 スプリンクラーヘッド製造会社 4社
2. ヒアリング日： 令和4年7月13日
3. ヒアリング結果：
 - 1) 生産稼働状況は、7月より令和3年度の約110%~120%（各製造会社平均）で増産を行う計画とのことです。
 - 2) 受検状況は、令和3年度の約116%（年平均）で受検を受ける予定とのことです。
 - 3) 供給不足の解消見込みは、スプリンクラーヘッドは、本年末を目標にしているとのことです。
 - 4) 供給不足に至った原因は、コロナ禍により材料の入手遅延や主力製品以外の注文増加等により、製品全体の納期遅延が発生し、そこに予想を上回る注文の増加により、注文量に対する生産量が追いつかない状況になったためとのことです。

4. 添付参考資料：



以上

国住指第 341 号

令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 石井 渡邊

TEL:03-5253-8126

国住指第 341 号
令和4年 12月2日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第7条第1項に定める検査の申請又は同法第7条の2第1項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第7条又は同法第7条の2に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 石井 渡邊
TEL:03-5253-8126

各指定確認検査機関(大臣指定)の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 石井 渡邊

TEL:03-5253-8126